

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年9月1日現在

～2021年8月31日

2021年9月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第14章（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>附 則（令和3年8月27日 P S 事推第00820100号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当社は、令和3年9月1日から令和3年11月1日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更又はPS事推第00811472号の附則2の適用を受ける場合を除きます。）と同時に、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）(26)複数回線複合割引の適用に規定する割引及びこの附則に規定する割引の申込みを当社が承諾し、令和4年1月31日までにその利用が開始された場合は、そのタイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から令和4年3月の料金月まで、別冊料金表第1表第1（利用料金）(26)複数回線複合割引の適用に規定する料金額の割引に関わらず、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から500円（550円）を減額して適用します。</p>
--	---

～2021年8月31日	2021年9月1日～
	<p>3 <u>当社は、令和3年9月1日から令和3年11月1日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して5年以上が経過する第2種契約者が次に掲げる申込みを行い（当社が指定する申込み方法に限り、）、当社がその申込みを承諾した場合において、承諾の翌月から令和4年3月の料金月まで、別冊料金表第1表第1（利用料金）(26)複数回線複合割引の適用に規定する料金額の割引に関わらず、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から500円（550円）を減額して適用します。</u></p>
	<p>(1) <u>料金表第1表第1（利用料金）(26)複数回線複合割引の適用に規定する割引の適用を受けている場合であって、この附則に規定する割引の申込みを行うもの</u></p>
	<p>(2) <u>料金表第1表第1（利用料金）(26)複数回線複合割引の適用に規定する割引及びこの附則に規定する割引の申込みを行うもの</u></p>
	<p><u>(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html）において掲示することとします。</u></p>
	<p>4 <u>PS事推第00811472号（令和3年7月29日）附則2中、「（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更の場合を除きます。）」を「（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更、又はこの附則の適用を受ける場合を除きます。）」に改めます。</u></p>
	<p>5 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p>6 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに</u></p>

~2021年8月31日	2021年9月1日~
	<u>ついては、なお従前のとおりとします。</u>